

# 年金だより

年金課 ☎973-5498

## 年金は老後のためだけではありません！

### 障害者のための障害基礎年金

国民年金に加入中（もしくは60歳以上65歳未満で日本に住んでいる）に初診日のある病气やけがで国民年金法の政令に定める1級または2級の障害の状態になった人が受けられます。

**障害基礎年金（平成20年度の額）**  
1級・・・99万100円  
2級・・・79万2100円

※ただし、受給にはいくつかの要件があります。

### 事例1

26歳で交通事故にあい障害が残ってしまったAさん。20歳から事故にあうまでの期間に、保険料を未納にしていた期間があるために障害基礎年金を受けることができませんでした。

### なぜ？

障害基礎年金を受けるには初診日のある月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料を納めた期間（保険料免除期間、若年者納付猶予期間、学生納

付特別期間を含む）が3分の2以上あることが必要です。

Aさんは20歳から26歳までの期間で3分の1以上の未納期間があったので障害年金を受けることができませんでした。（※3分の1以上の未納期間があっても、事故にあう前々月までの直近1年間を納付が免除等にしていれば障害年金を受けることができましたがAさんはその期間にも未納があったので受けることができませんでした）

### 事例2

心臓の手術を受けて身体障害者手帳の交付を受けた50歳のBさんは障害年金を受け取ることができました。

### なぜ？

Bさんは国民年金に加入した20歳のときから国民年金の納付を行い、失業等で支払い困難なときは免除申請手続きを行ってきたので障害基礎年金を受け取るための要件がありました。

事故にあってからでは遅い！  
国民年金は万が一の備えです！



### 国民年金加入前に障害者になった方は・・・

国民年金に加入する20歳になる前に1級、2級の障害者になった場合は、20歳になったときから障害基礎年金を受給できます。ただし、本人に一定以上の所得がある場合は、所得額に応じて全額または半額が支給停止になります。

### 特別障害給付金

国民年金への加入が任意だったために加入せずに障害を負い、障害基礎年金を受けられない人に平成17年4月から特別障害給付金制度があります。対象となる人は年金課へご相談ください。

### 対象となる人

昭和61年度以前に配偶者が厚生年金に加入していたので国民年金は任意加入だった人や、平成3年度以前の学生で任意加入していた人のうち障害基礎年金の1級、2級の障害の状態の方

### 給付金額（月額）

○1級・・・5万円  
○2級・・・4万円

### 障害厚生年金

厚生年金に加入中に初診日のある病气やけがなどで、障害等級の1級と2級に該当した場合は障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が受けられます。

また、障害の程度に応じて3級の障害厚生年金、障害手当金があります。

※ただし、受給には障害基礎年金と同様にいくつかの要件があります。

初診日に加入していた年金制度で請求手続き先が異なります。

### 障害基礎年金の請求手続きは

市役所年金課

☎973-5498

### 障害厚生年金の請求手続きは

こが社会保険事務所

☎933-3439

